# 中部大学研修センター利用心得第22項実施細則

## (実施目的)

本学園の学生及び教職員等の教育研究活動と学生相互の友情及び親睦をはかることを目的とする。

## (実施基準)

指導教授、クラブ顧問の承認を得、学生教育部学生支援課、教育支援部教育支援課の許可 を受けた利用で、上記目的を達成するためのもの。

## (実施上の注意)

- (1) 歌舞音曲等は、行わないこと。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけないこと。
- (3) 利用場所は、食堂とすること。
- (4)終了後は、必ず後片付けをすること。
- (5) 施設、備品等を破損したときは、利用者の責任で後始末をすること。
- (6) キャンプファイヤーを行ったときは、残り火を消し、後片付けをすること。
- (7) キャンプファイヤー用薪等を必要とする場合は、利用日3ヶ月前までに予約すること。

## 附則

この細則は、平成24年4月1日から実施する。

## 附則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

#### 附則

この細則は、2019年4月1日から実施する。